年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から60年3月まで

私は、勤務先を退職した昭和59年5月頃、国民年金の加入手続を行った。 加入手続後の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書 により、数か月分ずつを何度か納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職した昭和59年5月頃に国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により、数か月分ずつを何度か納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年9月又は同年10月と推認でき、その時点において、申立期間の保険料を納付することは可能である。

また、申立期間の直前である昭和 59 年 5 月から同年 11 月までの国民年金保険料は、現年度納付により納付済みとなっていることが申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立人がその後の4か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から同年 12 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から49年3月まで

② 昭和50年10月から同年12月まで

私が、20歳になった昭和 43年*月に、母親が市役所で私の国民年金への加入手続を行ってくれたと思う。申立期間の国民年金保険料については、納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額は不明だが、母親は、私が社会人になるまでは、納付しておくと言っていたのを憶えている。社会人となってからは、私は自身で毎月金融機関で保険料を納付していたが、48年4月に結婚した後は、夫の分と一緒に私が金融機関で保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、オンライン記録によると、平成24年8月になって、申立人の申立期間②の後に当時居住していた市の国民年金被保険者名簿に基づき、国民年金保険料が納付済みから未納に訂正されていることが確認できることから、申立人に係る記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人は、申立期間②の後の国民年金保険料に未納はなく、保険料を前納している期間もみられることから、保険料の納付意識は高いものと認められ、3か月と短期間である申立期間②について保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①については、申立人は、昭和43年*月に母親が国民年

金への加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金加入手続が 行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された 任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、50年8月と推認され、申立 人の主張する加入時期と一致しない。

また、申立期間①のうち、昭和 43 年 5 月から 48 年 6 月までの期間については、推認される加入手続時期から、時効により納付することができない期間である上、申立人の主張のとおり当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡も見当たらず、申立人も、現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと述べている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 50 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたもの と認められる。

神奈川厚生年金 事案 8352

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和43年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月1日から44年4月1日まで 私は、A社に入社内定後、昭和43年12月1日から4か月間、実習生 として勤務し、同社が合併によりC社となった後の平成22年5月まで 勤務していた。厚生年金保険の記録によると、申立期間の被保険者記録 が欠落しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社D事業部に勤務していた複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、同社に実習生として勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が、「申立期間当時、A社D事業部の実習生は、正社員と勤務形態が同じであり、会社における待遇においても正社員に準じた取扱いであった。」と証言している。

さらに、申立人と同じ学校からA社D事業部にほぼ同時期に実習生として勤務していた同僚が所持している給与明細書において、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D事業部における昭和44年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円

とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人が昭和 44 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出が、社会保険事務所に対して行われていることが確認できることから、事業主から社会保険事務所へ申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 43 年 12 月から 44 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和58年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月28日から同年6月1日まで 私は、昭和57年12月16日にA社C営業所に入社し、59年12月に 退職するまで継続して勤務していた。

厚生年金保険の記録によると、申立期間の記録が欠落しているが退職していない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和58年2月28日にA社B営業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日に被保険者資格を取得しており、申立期間は被保険者期間となっていない。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の記録から判断すると、申立人が 申立期間においてA社C営業所に継続して勤務していたことが認められる。 また、複数の同僚の供述により、申立人の申立期間における業務内容及 び勤務状況は、その前後の期間と同様であったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和58年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は得られないが、A社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 58 年6月1日に同社C営業所において資格を取得した 10 名全員(申立人を含む。)が、同社B事業所において同年2月 28 日に資格を喪失していることから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成7年 10 月1日に資格を取得し、18 年7月1日に同資格を喪失しているが、申立期間の標準賞与額(9万4,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を、9万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月7日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であったが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が記録されていない。 調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者賞与支払届及びA社から提出された賞与明細により、申立人は、平成 16 年4月7日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録及びA社から提出された厚生年金保険育児休業取得者確認通知書によると、同社の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成 24 年 12 月に提出したことが確認できるが、同法第 81 条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生

年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された賞与明細における当該賞与額から、9万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成2年4月1日に資格を取得し、 現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間の標準賞与額(51 万 9,000 円)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金 額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主 は、申立期間に係る同法第 81 条の2の規定に基づく申出を行ったと認め られ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、 申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を、51 万 9,000 円とす ることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であったが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が記録されていない。 調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者賞与支払届及びA社から提出された賞与明細により、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録及びA社から提出された健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了確認通知書によると、同社の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成 24 年 12 月に提出したことが確認できるが、同法第 81 条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生

年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険被保険者賞与支払届及びA社から提出された賞与明細における当該賞与額から、51万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 15 年 4 月 30 日及び 16 年 4 月 30 日について、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、15 年 4 月 30 日は 1 万 1,000 円、16 年 4 月 30 日は 33 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日

② 平成 16 年 4 月 30 日

③ 平成17年4月30日

A社(現在は、B社)における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することと

なる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された申立人に係る平成14年度及び15年度の特別賞与明細書において確認できる賞与額から、申立期間①は1万1,000円、申立期間②は33万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間当時、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、B社は、「申立期間③当時、申立人が関与していたプロジェクトが失敗したため、申立人及び同プロジェクトのメンバー3名に対し、平成16年度(17年4月支給)の決算賞与は支給していない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間③に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料控 除額を確認できる特別賞与明細書を所持していない。

このほか、申立期間③について、申立人が主張する標準賞与額に基づく 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間③について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から54年9月までの期間、58年12月から61年4月までの期間、62年8月、平成元年4月から2年8月までの期間、4年3月から5年8月までの期間、同年11月から6年7月までの期間及び8年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から54年9月まで

- ② 昭和58年12月から61年4月まで
- ③ 昭和62年8月
- ④ 平成元年4月から2年8月まで
- ⑤ 平成4年3月から5年8月まで
- ⑥ 平成5年11月から6年7月まで
- ⑦ 平成8年4月から同年12月まで

私は昭和50年1月に区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料は、申立期間①については、私の母親に保険料相当額を手渡し、母親が納付し、申立期間②から⑦までの各期間については、私が区役所で納付した。その保険料額は、申立期間①については当初は1,000円ぐらい、申立期間②については6,000円ぐらい、申立期間③については7,000円か8,000円ぐらいだった。

申立期間①から⑦までの各期間の国民年金保険料については、厚生労働 省社会・援護局が平成20年4月に納付したことになっているが、私は当該 期間の保険料を納付していたので、保険料を還付して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続後の国民年金保険料は、申立期間①については、その 母親に保険料相当額を手渡し、母親が納付し、申立期間②から⑦までの各期 間については、申立人が区役所で納付していたと主張しているが、i)申立 期間①については、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は既に他界しており、証言を得ることができないこと、ii)申立期間②から⑦までの各期間については、申立人は、区役所で保険料を納付していたと述べるのみで、具体的な証言が無いことから、これらの期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、i)申立期間①から④までの各期間については、申立人のオンライン記録によると、平成 20 年3月に国民年金被保険者資格の追加処理が行われていることが確認できることから、その時点まで、当該各期間は国民年金の未加入期間であったこと、ii)申立期間⑤のうち平成4年3月から同年9月までの期間については、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、6年11月と推認でき、その時点において、当該期間は時効が成立していることから、いずれも国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①から④までの各期間及び申立期間⑤のうち平成4年3月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立期間は、7回で合計 140 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を、行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

その上、申立人が申立期間①から⑦までの各期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、口頭意見陳述においても、新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から59年3月まで

私は、昭和50年6月に会社を退職後、国民年金保険料の請求書が自宅に届いたので、最寄り駅近くのA銀行の支店の窓口で国民年金保険料を納付し、その後、同銀行の口座引き落としで保険料を納付していた。54年以降は、B銀行の支店が自宅近くに開設されたので、58年12月に結婚するまで、同銀行の口座引き落としで納付していた。結婚後の60年頃、それまで滞納していた1年半分くらいの保険料を、当時居住していた市の市役所でまとめて納付した。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、自宅に国民年金保険料の請求書が届き、申立期間のうち、昭和50年6月から58年11月までの保険料は、当初は銀行の窓口で、その後銀行の口座引き落としで納付していたとし、申立期間のうち、58年12月から59年3月までの保険料は、結婚後の60年頃に、当時居住していた市の市役所で納付したと主張している。しかし、i)申立人は、国民年金の加入手続を行ったことや年金手帳を受け取った記憶が無いこと、ii)54年以降口座引き落としをしていたとするB銀行の取引記録を管理する銀行からは、申立人の預金口座は、61年1月に開設されており、申立期間の取引記録は見当たらないとの回答を得ていること、iii)60年頃、保険料を市役所でまとめて納付したことは記憶しているとしているものの、同保険料の納付時期及び納付金額を憶えていないことから、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 60 年4月と推認され、同加入手続時点においては、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は 106 か月に及び、かつ、当該期間の申立人の居住地は 二つの市にまたがっており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行 政機関が誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年4月から 52 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私の母親は、時期は定かではないが、市役所で、私の国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の私の国民年金保険料は、毎月、私が母親に保険料相当額を 手渡し、母親が納付書により郵便局で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書により郵便局で納付してくれていたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親は、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間の国民年金保険料は「徴収決定外誤納」として還付されていることが確認でき、還付期間及び還付金額が明確に記載されている上、還付金額は、当該期間の保険料額と一致していることから、当該期間の保険料の還付処理に不合理な点は認められず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年4月から 63 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

私は、国民年金の加入手続についての記憶は無く、申立期間当時は、年 金手帳は所持していなかった。

申立期間の国民年金保険料については、私が、昭和62年4月か、同年5月頃に、市役所から送付されてきた納付書で毎月納付していた。納付した保険料額は、1万円ぐらいであったと思う。63年3月に、市役所に行った際、今後は保険料を納付する必要はありませんと言われて、現在所持している年金手帳が交付されたことを憶えている。

申立期間は、私は、国民年金の第3号被保険者であることを知らずに、 国民年金保険料を納付していたので、納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続についての記憶は無いが、市役所から送付されてきた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べるのみであり、国民年金の加入手続及び当該期間の年金手帳の記憶が明確でないことから、国民年金の加入手続の状況が不明である。

また、申立人は、昭和63年3月に、年金手帳が交付されたと述べているが、 申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後 の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、平成元年4月頃と 推認され、その主張とは一致しない。

さらに、前述のように、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成元年4 月頃と推認されることから、申立期間は当時、国民年金の未加入期間であり、 国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人が当該期間 の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されてい る必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていること をうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年3月まで

私の母親は、私が勤務先を退職した昭和58年7月以降に、時期や場所は不明だが、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。

私は申立期間後に就職したので、それ以降、私の母親に、当該期間の国 民年金保険料相当額を返済していた。その際に小遣帳として使用していた ノートを提出する。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとするその母親から証言を得ることが困難であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金 手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の資格記録等から、 平成3年1月又は同年2月と推認できることから、加入手続時期が申立内容 と一致しない上、その時点において、申立期間は時効により国民年金保険料 を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、入出金を記載したノートを当委員会に提出しているが、 当該資料は、申立期間後の昭和59年6月から60年1月までのものであり、 当該期間当時の国民年金保険料について記載されたものではない。 加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から44年3月まで

私は、申立期間の昭和 39 年 9 月頃から 44 年 3 月まで義兄が経営していた店に住み込みで働いていた。

平成 18 年に義兄が他界した折、遺品の中から私の国民年金手帳が出てきた。私は何も記憶が無いが、多分、義兄が私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていたのだと思う。義兄や私の姉の国民年金の保険料は全て納付されているのに、一緒に働いていた私の保険料だけが、国民年金に加入していたにも関わらず、未納となっているのは不自然である。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義兄が他界した折、遺品の中から申立人の国民年金手帳が出てきたことから、その義兄が、申立期間当時、自身の店で働いていた申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとするその義兄は既に他界している上、当該期間当時、申立人と一緒に働いていたとするその姉も、当該期間当時の記憶は無く、申立人の保険料をその義兄が納付していたとする具体的な証言は得られなかったことから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳は職権により昭和42年9月1日に発行されて

いることが確認できることから、その時点において、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8357

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 10 月 16 日から同年 11 月 16 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 11 月 16 日から 13 年 10 月 16 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月16日から同年11月16日まで

② 平成10年11月16日から13年10月16日まで

A社とB社は、会社名は異なるが、所在地及び業務内容は同じであり、私は、両社共にC職として継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、平成10年10月16日にA社で資格を喪失し、同年11月16日にB社で資格を取得しており、申立期間①が被保険者期間になっていない。また、申立期間②については、同社に係る標準報酬月額の記録が、支給されていた給与額と比べて低い額になっている。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した預金通帳から、申立人は、当該期間において、申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたと認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成10年10月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、B社は同年11月1日に適用事業所となっていることから、申立期間①のうち、同年10月16日から同年10月31日までの期間において、両社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人と同様に、A社において平成10年10月16日に厚生年金

保険被保険者の資格を喪失し、B社において同年11月16日に同資格を取得した同僚が提出した給与明細書によると、同年10月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、上記の預金通帳によると、当該期間に係る給与の振込額は、その前後の月の振込額に、オンライン記録に基づく保険料控除額を加えた額とほぼ一致している。

加えて、A社及びB社の事業主は、「申立期間①当時、会社を運営していたのはD社なので、手元に資料は無く、回答できない。」と回答していることから、D社の事業主に照会したものの、回答は得られず、同社の破産管財人は、「保管している資料の中に、申立人に係る資料は無い。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、上記の預金通帳から、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額の給与を支給されていたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚が所持する申立期間②に係る給与明細書によると、当該同僚は、申立人と同様に、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額の給与を支給されているものの、控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できる上、当該同僚は、保険料控除額が減るという説明を会社から聞いた旨の供述をしている。

また、オンライン記録によると、B社の申立期間②に係る被保険者 15 名のうち、申立人を含む 10 名の標準報酬月額が 13 万 4,000 円と記録されている上、標準報酬月額が 20 万円を超える者は事業主のみである。

さらに、A社及びB社の事業主は、「申立期間②当時、会社を運営していたのはD社であり、手元に資料は無い。」と回答していることから、D社の事業主に照会したものの、回答は得られず、同社の破産管財人は、

「保管している資料の中に、申立人に係る資料は無い。」と回答している。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づ く厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たら ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはで きない。

神奈川厚生年金 事案 8358

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで 平成 21 年 6 月 19 日から勤務していた A 社を転職のため退職すること になったので、同社の事務担当者と退職日について相談したところ、退 職日を同年 8 月 31 日とすることになった。

ところが、年金記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が 平成21年8月31日となっており、申立期間が被保険者期間となってい ない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を平成21年8月31日に退職したと主張しているが、同社が保管する社員台帳及び雇用保険の記録から、申立人の退職日は、同年8月30日であることが確認できる。

また、A社が保管するタイムカード及び賃金台帳から、申立人は、平成21年8月11日以降の勤務が無く、給与の支払は、同年7月分及び8月分のみの記録であることが確認できるところ、同社は、「給与は毎月15日締めの当月25日払いで、保険料は翌月控除である。申立人の同年9月分給与の支払は無く、同年8月の厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日並びに B厚生年金基金が保管する申立人の加入員台帳に記載されている加入員資 格喪失日及び同基金が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届は、オンラ イン記録と一致している。

なお、オンライン記録により、申立人は、申立期間に係る国民年金保険

料を平成22年12月14日に納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。 神奈川厚生年金 事案 8359 (事案 7417 及び 7925 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月1日から同年10月1日まで前回及び前々回の申立てに対し、第三者委員会からの通知によると、「申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を控除されていたことを認めることはできない。」とのことだが、A社(現在は、B社) C工場長名の証明書、D社会保険事務所(当時)の回答及び夫のメモにより、夫が申立期間に被保険者であったことは確認できており、納得できない。

また、前回の第三者委員会からの通知によると、「申立人は、申立期間にE社(現在は、B社) F工場G部H課I係長として在籍していたことが確認できる。」としているが、人違いであり当時の辞令を提出する。再度審議を行い、申立期間を労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、B社が保管していた申立人の人事記録により、申立人が申立期間にE社F工場に勤務していたことが確認でき、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び同社F工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 19 年8月1日であることが確認できる一方、当該被保険者台帳及び被保険者名簿における申立人の氏名欄には、厚生年金保険法(昭和 19 年2月 16 日法律第 21 号)が同年6月1日に施行(保険料徴収は、同年 10 月から)され、新たに同法の被保険者となったことを

表す「改」の表示が確認できること、及び申立人が労働者年金保険法による被保険者として取り扱われていたかどうかについて確認することができなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 1 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立てにおいて提出された申立人のメモから、申立人の厚生年金保険被保険者証における資格取得日が昭和 19 年8月1日であったことはうかがえるが、申立人が申立期間において、労働者年金保険法の被保険者であったことを確認することはできず、B社から提出されたE社職員録によると、申立人は同社F工場G部H課I係長として在籍していたことが確認できるとともに、当該職員録に記載されているH課の複数の同僚についても、上記被保険者名簿に新たに厚生年金保険法の被保険者となったことを表す「改」の表示がされている上、オンライン記録により確認できる複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同様、同年 10月1日となっていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成24 年9月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から提出された昭和20年9月30日付け E社解傭辞令及び同年10月1日付けB社復職辞令により、申立人が同年 9月30日にE社を解傭され、同年10月1日にB社に復職したことは確認 できるものの、申立人が申立期間において労働者年金保険法の被保険者で あったことは確認できない。

また、申立人は、E社職員録に記載されている、同社F工場G部H課I係長J氏について人違いだと主張しているが、上記被保険者名簿には、J氏のほかに同姓同名の被保険者は存在しないところ、B社は、「当該職員録に、J氏のほかに同姓同名の従業員は存在しない。」と回答している上、E社解傭辞令には、「F工場G部員」と記載されており、上記職員録における所属部署と一致していることから、当該職員録に記載されているJ氏は、申立人と考えるのが自然である。

これらのことから、申立人の提出した昭和 20 年 9 月 30 日付け E 社解傭辞令及び同年 10 月 1 日付け B 社復職辞令は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人から提出されたA社C工場長名の証明書、D社会保険事務所の回答及び申立人のメモには、いずれも、労働者年金保険被保険者ではなく、厚生年金保険被保険者と記載されている。

また、厚生年金保険法においては、同法が施行された昭和 19 年6月1

日から同年9月30日までの期間は同法の施行準備期間とされており、厚生年金保険料の徴収は同年10月から開始されることから、当該準備期間は厚生年金保険の年金支給の対象期間には算入されない期間となる。

神奈川厚生年金 事案 8360

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和62年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月頃から同年6月頃まで

私は、平成 18 年4月頃にA社(現在は、B社) C事業所に入社し、 同年6月頃に同社を退職したが、当該期間について、厚生年金保険の被 保険者となっていない。

申立期間当時の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び預金通帳の写しを提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社D事業所が保管する賃金台帳の記録及び申立 人提出のA社からの給与振込が確認できる預金通帳の写しから、申立人が 平成18年4月4日から同年6月21日までの期間において同社に勤務して いたことは確認できる。

しかし、上記の賃金台帳によると、申立人に支払われた給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、上記の預金通帳の写しに記載されている給与振込額は、当該賃金台帳における支給額と同額であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。